**鳥獣侵入防止柵設置事業（令和８年度）**

　甲賀市において、平成２３年度から実施しております鳥獣侵入防止柵設置事業で多くの地域で設置していただいています。

〇事業内容　　国の交付金を活用し、市が鳥獣侵入防止柵（メッシュフェンス）の資材を購入し、**農事改良組合等が設置年度の３月１５日までに直営施工**で鳥獣侵入防止柵を設置する必要がある事業です。

〇事業要件　　次の要件を満たしていること。

**□現に獣害が生じていること**

・予防目的ではなく、被害が生じている農地を守るための柵ですので、現に農作物被害が生じていることが事業実施の前提となります。

・根拠となる被害状況写真を撮影しておいてください。

・年度末に照会する被害状況調査との整合も必要です。

※個人所有の柵等によって被害を防いでいる場合は「被害なし」とみなされます。

**□費用対効果が見込めること**

・当該事業に係る経費と、実際の農業被害額を比較して費用対効果を算定します。

・被害額が少ない場合には「投資効果が見込めない」として不採択となるか、事業規模の見直しが必要となる場合があります。

・費用対効果を算定するための農業被害額は、主に水稲被害額とし、畦畔等の被害は対象となりません。

・畑、果樹園が含まれる場合には、費用対効果が出にくい可能性があります。

**□道路河川等の占用条件を順守すること**

・国道、県道および市道の法面や河川の堤防道路、法面の敷地に柵は原則設置できません。

・やむを得ない場合は、事前に施設管理者の占用許可が必要です。

・占用条件を順守して施工する必要がありますので、希望どおりに設置できない場合があります。

**□良好な維持管理を引き続き行うこと**

・施工後の維持管理を地元が１４年間担う契約を市と農事改良組合等と締結します。

・過去に事業を行った柵の維持管理が不適切（草木の繁茂、破損、所在不明など）な集落に対して、是正依頼や新規事業を留保する場合があります。

・侵入防止柵設置後、**侵入防止柵移動及び撤去を行う場合**は、事前に市と協議を行い、承諾を得る必要があります。（１５年以上も含む。）

　　・無断での撤去等があった場合は、**国への交付金返金を農事改良組合等へ請求する場合**があります。

**□獣害対策及び各種点検を行うこと**

・侵入防護柵設置後も引き続き、**侵入防護柵の点検、罠設置、草刈などを集落全体で行い獣害対策を行うこと**。

裏面へ

〇支給資材の内容　・高さ１．８ｍのメッシュフェンス柵。

　　　　　　　　　・門扉は、高さ１．８ｍ、幅３．０ｍ。

〇申請方法　・**別紙「鳥獣侵入防止柵事業　実施要望書」**に必要事項を記載し、**現に被害が生じている状況がわかる写真**及び**設置位置図**を添付し獣害対策室へ提出してください。

※注意事項※

・設置距離は、１人当たり１日概ね２０ｍ程度となりますので、作業日数を考

慮した事業量を要望延長としてください。

・門扉が必要な場合は、設置位置図に必ず記載してください。

・延長は図面上の延長でなく実際に設置する高低差も踏まえた延長を記載し

てください。

・農事改良組合等で十分に協議を行ったうえで要望をお願いします。

・資材支給は、１１月以降となります。

　　　　　　　　　 ・３月１５日までに設置完了してください。

〇予算要望　　　実施する前年度の予算要望照会時に要望書提出が必要です。

甲賀市林業振興課　獣害対策室

電　話：０７４８－６９－２１９４

ＦＡＸ：０７４８－６３－４５９２